

令和4年4月採用

【一般事務】 基山町臨時的任用職員募集

町では、正規職員に欠員が生じ、代替職員が必要な場合に、期限付きで任用し、正規職員と同様の業務に従事する臨時的任用職員を募集します。

■採用候補者名簿登録について

一定の基準を満たした受験者を合格とし、採用候補者名簿に登録します。採用候補者名簿登録の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日とします。臨時的任用の必要が生じた際に、登録者の中から採用します。

▽登録予定人数 一般事務：若干名

■採用について

▽採用予定人員 一般事務・・・1名

▽任用期間

令和4年4月1日から9月30日（6か月間）

※任用期間は更新する場合があります。

▽受験資格

パソコン（ワープロ及び表計算ソフト）の操作ができる方（学歴不問）

▽勤務時間・休暇等

午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は正午から午後1時まで）

※業務の都合により、時間外勤務、休日出勤もあります。

※年次有給休暇等の諸休暇があります。

▽給料

月額146,100円を基準に経歴により、この額以上になることがあります。（上限は、月額188,700円）。この他、期末勤勉手当、時間外勤務手当、該当者には、通勤手当、住居手当、退職手当等の諸手当が支給されます。

▽勤務先

基山町役場

▽その他

地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法の被保険者になります。

▽申込書の請求方法

申込書・採用試験実施要綱は、総務企画課行政係で配布しているほか、基山町ホームページからダウンロードできます。

郵便請求の場合は、封筒の表に『**臨時的任用職員採用試験申込書請求**』と朱書きし、宛名を明記した定型の返信用封筒（A4サイズが入る大きさ）に、120円切手を必ず貼って同封してください。

▽申込書の提出方法

申込書に必要事項を記入し、写真欄に申込み6か月以内に撮影した本人の写真を貼って、総務企画課行政係までご提出ください。郵送で申込みの場合は、封筒の表に『**臨時的任用職員採用申込み**』と朱書きし、必ず郵便書留でお送りください。

▽受付期間

1月24日（月）～2月10日（木）（土・日・祝日を除く）

※郵送の場合は、2月10日（木） 必着

▽試験について

・日時 2月22日（火） 午前9時30分開始予定

・場所 役場3階会議室

※日時、場所等については決定次第応募者に直接ご連絡します。

・内容 面接試験、作文試験、適性検査、パソコン操作試験

※基山町ホームページ

(<https://www.town.kiyama.lg.jp/>) で採用試験実施要綱をご覧いただけます。

申問 総務企画課 行政係（役場3階）

☎92-7915



マツタペイントは
あなたの財産を
塗装
で守ります!

口のつまり営業マンはいませんが、腕のいい経験豊富な職人が揃っております!

お家をお持ちの方 マンション・アパートを
お持ちの方 貸し出しているオーナー様

汚れを目立たせない為だけではなく、
建物の劣化を防ぐため、
塗装で保護をしましょう!

お任せ下さい!!

塗装
工事

外壁
塗装

屋根
塗装

有料広告

無料 建物の現状確認 お見積りも出張費

まずはお気軽にご相談を!

MP (株)マツタペイント
〒839-0801 久留米市宮ノ陣2丁目2-10

☎0120-27-1116
☎0942-30-5891

営業時間: 10時-19時
定休日: 日曜日

Qマツタペイント
「リフォーム評価ナビ」で詳細をご頂戴します▶



第3回全国瞬時警報システム 令和4年2月16日(水) 全国一斉情報伝達試験を実施します

地震・津波・武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を行います。この試験は、全国瞬時警報システム(ジーアラート)を用いた試験で、基山町以外の地域でも試験が行われます。

基山町では、全国瞬時警報システム(ジーアラート)から送られてくる国からの緊急情報を、町民の皆様へお伝えするために、防災行政無線の放送による情報伝達試験を実施します。試験放送の実施につきまして、ご理解とご協力をお願いします。

▽ジーアラートとは
地震・津波や武力攻撃などの発生時に国から送られてくる緊急情報を、人工衛星などを活用して、瞬時に地方公共団体及び住民に伝達するシステムです。

▽試験実施日時
令和4年2月16日(水) 午前11時頃

▽試験放送内容
防災行政無線のスピーカーから、左記の内容が一斉放送されます。

- ① 上りチャイム音
- ② 「これは、ジーアラートのテストです」
※3回繰り返す
- ③ 「こちらは基山町です。」
- ④ 下りチャイム音

問 総務企画課 防災係 ☎9217915

国民年金保険料は口座振替による納付が便利です

国民年金保険料の納付には、口座振替が利用できます。口座振替なら、ご希望の口座から自動的に引き落とされ、納付のたびに金融機関などに行く必要がなく大変便利です。

また、口座振替には、通常は翌月末振替ですが、当月分保険料を当月末に振替納付をすることで月々50円割引される早割制度があります。

▽申込み方法
納付書又は年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参の上、ご希望の金融機関又は佐賀年金事務所にお申し出ください。

▽申込み期限
【月々支払う場合】
いつでも申込み可能(口座振替での納付は申込みの2〜3か月後から開始)

【前納の場合】
・6か月(4月〜9月)、1年、2年の前納
↓2月末日まで(納付日は4月末日)
・6か月(10月〜翌年3月)の前納
↓8月末日まで(納付日は10月末日)
※納付書(現金)による前納よりも割引額が高く、大変お得です。

問 佐賀年金事務所 ☎095213114191
福祉課 保険年金係 ☎9217934

国民健康保険・後期高齢者医療保険 「医療費のお知らせ」通知の送付 について

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の方へ、毎年「医療費のお知らせ」通知を郵送しています。令和3年度の通知の郵送時期と、記載の対象となる診療月は次のとおりです。

通知	国民健康保険	後期高齢者医療保険
1回目	令和3年8月初旬 (令和3年1月 〜4月診療分)	令和3年11月下旬 (令和3年1月 〜8月診療分)
2回目	令和4年2月初旬 (令和3年5月 〜10月診療分)	令和4年2月下旬 (令和3年9月 〜12月診療分)
3回目	令和4年3月初旬 (令和3年11月 〜12月診療分)	

確定申告等の医療費控除の手続きをする際は、医療費控除の明細書【内訳書】に記入することが必要ですが、このお知らせを添付することで、明細書の記入を省略できます。

問 福祉課 保険年金係 ☎9217934
佐賀県後期高齢者医療広域連合
☎095216418476

要介護認定者に係る 障害者控除・特別障害者控除 の申請を受け付けます

介護保険の要介護認定を受けている方に、所得税及び町県民税の障害者控除を受けるための障害者控除対象者認定書を申請により交付します。また、確定申告以外にこの認定書の使用はできません。

▽申請対象者

介護保険の要介護認定で要介護1から要介護5までの認定を受けている65歳以上の方。

ただし、認知症高齢者と障害高齢者の日常生活自立度が両方ともほぼ自立の方は認定されません。

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は除きます。

※本人、又は本人を扶養している方が申請できません。

▽申請方法

申請対象の方には、1月下旬に申請書を郵送していますので、確定申告前に申請書を福祉課プラチナ社会政策室高齢福祉係まで提出してください。

介護認定変更・更新申請中の方や不明な点がある方は個別にお問い合わせください。

▽申請時に必要なもの

申請書（1月下旬に郵送）、印鑑

申請 福祉課 プラチナ社会政策室 高齢福祉係

☎92-7964

ジエネリック医薬品に関するお知らせ

佐賀県後期高齢者医療広域連合では、現在服用している薬をジエネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合に、薬代の自己負担額をどのくらい軽減できるか試算した差額通知ハガキを「ジエネリック医薬品に関するお知らせ」として送付しています。

▽対象

令和3年10月に処方された先発医薬品をジエネリック医薬品に切り替えた場合に、1か月あたりの自己負担額の軽減が一定額以上見込まれる方が対象となります。（※必ずしも全員の方に届くわけではありません。）

▽通知の記載内容について

1. 薬にかかった金額（実際の窓口でのお支払いには、技術料・管理料等の別費用が含まれていることがあります。）

2. ジエネリック医薬品に切り替えると薬代が安くなる可能性があることを伝えるもので、切り替えを強制するものではありません。

▽ジエネリック医薬品とは？

先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に製造・販売された医薬品です。国の厳しい審査基準を満たし、先発医薬品と同等の有効成分・効能・効果等をもつ医薬品ですが、まったく同一というわけではありません。ジエネリック医薬品を希望される場合は、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください。

▽ジエネリック医薬品の使用メリットは？

医療の質を落とさずに、自己負担額と増大し続けている医療費を抑制することができます。

問 佐賀県後期高齢者医療広域連合

☎0952-164-8476

戸籍附票謄抄本の表示 内容の変更について

デジタル手続法施行に伴う住民基本台帳法の一部改正により令和4年1月11日から戸籍附票謄抄本の表示が次のとおり変更されました。

▽変更点

- ・生年月日及び性別の追加
- ・本籍及び筆頭者の選択表示
- ・在外選挙登録地情報の選択表示

※本籍・筆頭者及び在外選挙登録地情報は原則表示されません。必要な場合は、申請書にその旨をご記入ください。

問 住民課 住民係 ☎92-7932

■農家のための「農業者年金」

農家のみなさま、老後の備えは十分ですか？農業者年金は、みなさまの老後をサポートします。

▽加入資格

- ・60歳未満であること
- ・年間60日以上農業に従事していること
- ・国民年金第1号被保険者であること

問 農業委員会事務局

☎92-7945

おむつに係る費用の医療費控除について 確定申告に使用する介護保険主治 医意見書内容確認書の申請を受け 付けます

確定申告において、寝たきり状態にあること、治療おむつの使用が必要であることについて医師が発行した証明書によりおむつ代が医療費控除の対象として認められますが、おむつ代については医療費控除を受けるのが2年目以降である方については、医師が発行したおむつ使用証明書がなくても次の条件を満たす場合、おむつ代が医療費控除の対象として認められる場合があります。

▽対象者

おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方。

※①要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類、又は②主治医意見書の写しにより、寝たきり状態にあること、及び尿失禁の発生可能性があることが確認できる方。

▽申請方法

申請対象の方には、1月下旬に申請書を郵送していただきますので、確定申告前に申請書を福祉課プラチナ社会政策室高齢福祉係まで提出してください。

※確定申告以外にこの証明書の使用はできません。
▽申請時に必要なもの

申請書（1月下旬に郵送）、印鑑

【申請】福祉課 プラチナ社会政策室 高齢福祉係
☎9217964

「申込みが必要です」鳥栖・小郡・基山クロスロード文化研究会 基山ー小郡歴史散歩 村々を行き交った路々開催のお知らせ

鳥栖・小郡・基山の各歴史研究グループと教育委員会が構成する「クロスロード文化研究会」では、毎年2つの自治体にまたがって文化遺産を巡る「歴史散歩」を開催しています。今回は、基山と小郡を対象にして、「村々を行き交った路」をテーマに、長崎街道沿いや、かつてあった弥生時代の集落跡などに関係する文化遺産を訪ねます。

JR けやき台駅に集合・出発、白坂集落（天満神社・愛宕神社・長崎街道）、苅又集落（苅又山王宮）、一口遺跡などをめぐり、小郡市埋蔵文化財センターで解散します（約4km）。
▽日時

令和4年3月5日（土）

■受付開始 午前8時30分

■出発 午前9時

▽集合場所 JR けやき台駅西口

▽定員 50名

※グループでの申込みは、2名までとします。

※定員を超える申込みがあった場合は、抽選にて決定させていただきます。

▽申込方法

令和4年2月1日（火）～15日（火）住所、氏名（ふりがな）、電話番号を記入の上、メールまたはFAXにて教育学習課ふるさと歴史係までお申し込みください。

▽申込先

基山町教育委員会 教育学習課

ふるさと歴史係

☐ furusato-4@town.kiyama.lg.jp

☎9210741

※当選者には、2月28日（月）までにはがきで通知します。

※新型コロナウイルス感染拡大状況により中止とする場合があります。

※当日はマスクの着用と自宅での検温をお願いします。

※少雨決行（雨天時は翌6日に順延）

※駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

【申請】

基山町教育委員会
教育学習課

ふるさと歴史係

☎9212200



司法書士大串法光事務所

相続・遺言・登記
成年後見・法律相談

基山町宮浦155（京町JAスタンド交差点南側）

TEL 0942-92-6722

【月～金】8:30～18:30【土日】電話予約で休日や時間外でもご相談に応じます。

☆相談は無料です。お気軽にお電話、お立ち寄りください☆